

# 公開買付説明書

平成26年11月

**株式会社N&Cカンパニー**

(対象者：株式会社コーコス信岡)

## 公開買付説明書

本説明書により行行公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の第二節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社N&Cカンパニー
【届出者の住所又は所在地】	広島県福山市新市町大字戸手257番地1
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	(03) 6888-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 広瀬 卓生/同 十市 崇/同 楽 楽
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社N&Cカンパニー (広島県福山市新市町大字戸手257番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社N&Cカンパニーをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」及び「コーコス信岡」とは、株式会社コーコス信岡をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 目 次

	頁
第1 公開買付要項 .....	1
1. 対象者名 .....	1
2. 買付け等をする株券等の種類 .....	1
3. 買付け等の目的 .....	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 .....	7
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合 .....	15
6. 株券等の取得に関する許可等 .....	15
7. 応募及び契約の解除の方法 .....	16
8. 買付け等に要する資金 .....	18
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況 .....	19
10. 決済の方法 .....	19
11. その他買付け等の条件及び方法 .....	20
第2 公開買付者の状況 .....	22
1. 会社の場合 .....	22
2. 会社以外の団体の場合 .....	23
3. 個人の場合 .....	23
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況 .....	24
1. 株券等の所有状況 .....	24
2. 株券等の取引状況 .....	27
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約 .....	27
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約 .....	27
第4 公開買付者と対象者との取引等 .....	28
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容 .....	28
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容 .....	28
第5 対象者の状況 .....	29
1. 最近3年間の損益状況等 .....	29
2. 株価の状況 .....	29
3. 株主の状況 .....	29
4. 継続開示会社たる対象者に関する事項 .....	30
5. 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等 .....	31
6. その他 .....	31
対象者に係る主要な経営指標等の推移 .....	33

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

株式会社コーコス信岡

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有すること等を主たる事業の内容として平成26年10月2日に設立された株式会社であり、本書提出日現在において、対象者の代表取締役会長である信岡正郎（以下「信岡正郎氏」といいます。）がその発行済株式（1株）の全てを所有し、その代表取締役を務めております。なお、信岡正郎氏は、公開買付者に融資しており、本公開買付け成立後にも、公開買付者に融資することを予定しております。

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び株式会社ノーブル（広島県福山市新市町大字戸手257番地の1。以下「ノーブル」といいます。）（注1）が所有する対象者普通株式を除きます。）を取得し、かつ本公開買付けの成立を条件として、ノーブル株主からノーブルの発行済普通株式の全て及びノーブルの発行済A種類株式の全てを譲り受けることにより、対象者普通株式を非公開化させるための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。

（注1） ノーブルは、信岡正郎氏とその発行済普通株式の全てを、信岡正郎氏、信岡正郎氏の親族かつ対象者の監査役である信岡映子（以下「信岡映子氏」といいます。）、信岡正郎氏の親族かつ対象者の常務取締役である青景研治（以下「青景氏」といいます。）、信岡正郎氏の親族である信岡光郎（以下「信岡光郎氏」といいます。）、信岡正郎氏の親族である林智子（以下「林氏」といいます。）及び信岡正郎氏の親族である信岡圭子（以下「信岡圭子氏」といいます。また、以下、信岡正郎氏、信岡映子氏、青景氏、信岡光郎氏、林氏及び信岡圭子氏を総称して「ノーブル株主」といいます。）がその発行済A種類株式の全てを所有する資産管理会社であり、本書提出日現在、対象者普通株式1,147,921株（所有割合（注2）20.53%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。））を所有しております。

（注2） 所有割合とは、対象者が平成26年11月5日に公表した平成27年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者平成27年3月期第2四半期決算短信」といいます。）に記載された平成26年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（5,615,622株）から対象者が所有する自己株式数（23,018株）を除いた数（5,592,604株）に対する割合をいいます。以下同じです。

なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注3）に該当し、信岡映子氏及び信岡正郎氏の親族かつ対象者の取締役である信岡達夫（以下「信岡達夫氏」といいます。）は、本公開買付け成立後、新設する会社を通して、公開買付者に融資することを予定しており、また、信岡正郎氏、信岡光郎氏、青景氏及び林氏は、本公開買付け成立後、公開買付者に融資することを予定しております。なお、信岡正郎氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。公開買付者と対象者のその他の取締役及び監査役との間には、本公開買付け後の役員就任について特段の合意はありません。

（注3） マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、(i) 公開買付者の代表取締役かつ唯一の株主であり、また、対象者の代表取締役会長であり、公開買付者に融資をしており、本公開買付け成立後にも公開買付者に融資することを予定している信岡正郎氏から、その所有する対象者普通株式の全て（所有普通株式数163,220株、所有割合2.92%）について、(ii) 信岡正郎氏の親族かつ対象者の監査役であり、本公開買付け成立後、新設する会社を通して、公開買付者に融資することを予定している信岡映子氏から、その所有する対象者普通株式の全て（所有普通株式数232,250株、所有割合4.15%）について、(iii) 信岡正郎氏の親族かつ対象者の取締役であり、本公開買付け成立後、新設する会社を通して、公開買付者に融資することを予定している信岡達夫氏から、その所有する対象者普通株式の全て（所有普通株式数70,000株、所有割合1.25%）について、(iv) 信岡正郎氏の親族であり、本公開買付け成立後、公開買付者に融資することを予定している信岡光郎氏から、その所有する対象者普通株式の全て（所有普通株式数305,540株、所有割合5.46%）について、(v) 信岡正郎氏の親族かつ対象者の常務取締役であり、本公開買付け成立後、公開買付者に融資することを予定している青景氏から、その所有する対象者普通株式の全て（所有普通株式数641,040株、所有割合11.46%）について、また、(vi) 信岡正郎氏の親族であり、本公開買付け成立後、公開買付

者に融資することを予定している林氏から、その所有する対象者普通株式の全て（所有普通株式数166,050株、所有割合2.97%）について、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、また、かかる応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除しない旨の合意をしております（以下、信岡正郎氏、信岡映子氏、信岡達夫氏、信岡光郎氏、青景氏及び林氏を総称して「本応募予定株主」といいます。）。なお、本応募予定株主が所有し、かつ本公開買付けに応募予定の対象者普通株式の合計数は1,578,100株（所有割合28.22%）です。

また、公開買付者は、本取引の実施を検討するにあたって、ノーブル及びノーブル株主と協議を重ねた結果、ノーブルが所有する対象者普通株式1,147,921株（所有割合20.53%）（以下「ノーブル継続所有株式」といいます。）を本公開買付けに応募するのではなく、公開買付者が、現金・預金を除いた所有資産のほぼ全てがノーブル継続所有株式であるノーブルの発行済普通株式及び発行済A種類株式の全て（以下、総称して「ノーブル株式」といいます。）を取得することにより、ノーブル継続所有株式を本公開買付けに応募することに代えるというスキームについて合意しました。ノーブル株主から公開買付者に対するノーブル株式の譲渡価格の合計金額が、ノーブル継続所有株式1,147,921株に本公開買付けに係る買付け等の価格（1株当たり785円、以下「本公開買付価格」といいます。）を乗じて得た額（901,117,985円）に、平成26年8月31日現在のノーブルの貸借対照表に記載された資産（ノーブル継続所有株式を除く。）の時価を加え、同負債の時価を控除した額（以下「ノーブル株式譲渡価格」といいます。）（注4）とされており、公開買付者は、ノーブルがノーブル継続所有株式を本公開買付けに応募した場合の対価と実質的に異なるため、法第27条の2第3項及び令第8条第3項に基づく公開買付価格の均一性の要請に反するものではなく、法律上も許容されると判断できたことから、公開買付者は、ノーブル株主との間で、平成26年11月5日付けで、本公開買付けの成立を条件に、本公開買付けに係る決済日（以下「本決済日」といいます。）に、ノーブル株式を公開買付者が譲り受ける旨の株式譲渡契約（以下「本ノーブル株式譲渡契約」といいます。）を締結しております。

（注4） なお、公開買付者は、平成26年8月31日現在のノーブルの貸借対照表に記載された資産及び負債の時価評価について、独立した第三者算定機関である山田&パートナーズコンサルティング株式会社に依頼し、評価結果についてのレポートを取得しております。

公開買付者は、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数（2）買付け等の価格算定の経緯 ⑥ 買付予定数の下限の設定」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、3,011,392株（所有割合53.85%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、公開買付者は、対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及びノーブル継続所有株式を除きます。）を取得すること及び本公開買付けの成立を条件としてノーブル株主からノーブル株式の全てを譲り受けることにより、対象者普通株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金の一部を、野村キャピタル・インベストメント株式会社からの借入れ（以下「本件買収ローン」といいます。）により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本決済日の前営業日までに、野村キャピタル・インベストメント株式会社から総額66億円を上限とした融資を受けることを予定しております。本件買収ローンに係る融資条件の詳細は、野村キャピタル・インベストメント株式会社と別途協議の上、本件買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本件買収ローンに係る融資契約では、本書の添付書類である融資証明書に記載されている貸出実行条件、及び一定の財務制限条項等の同種の融資契約に通常定められる契約条件が規定される予定です。特に、本件買収ローンに関し、本件買収ローンの実行時点においては、信岡正郎氏が所有する公開買付者の普通株式及び本件買収ローンに際して公開買付者の連帯保証人となることが予定されているノーブルが所有する対象者普通株式その他公開買付者の一定の資産等について担保権が設定されることが予定されております。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及びノーブル継続所有株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続を実施することを予定しております。また、公開買付者は、当該手続の実行後に、対象者及びノーブルとの間で吸収合併を行うことを予定しておりますが、具体的な日程等を含む詳細については未定です。

また、対象者が平成26年11月5日付けで公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成26年11月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。なお、対象者の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て対象者を完全子会社化することを企図していること、並びに対象者普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであるとのことです。詳細については、対象者プレスリリース及び後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数（2）買付け等の価格 算定の経緯」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの背景等

対象者は、明治34年5月に絣問屋である信岡商店として創業し、昭和23年11月に備後綿スフ織物株式会社を設立、平成3年に当時の商号であった信岡センイ株式会社から現在の商号に変更しました。また、その株式については、平成6年9月に日本証券業協会に店頭登録され、平成16年12月には、株式会社ジャスダック証券取引所（現株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。））が開設するJASDAQ（スタンダード）市場（以下「JASDAQ」といいます。））へ上場しております。

対象者は、その設立以来、昭和45年にはカラーワーキングウェア、昭和52年にはニット製のワーキングウェアブランドである「KISTER」、昭和59年にはカジュアルワーキングウェアブランドである「RUGMER」、昭和60年には2層構造の新素材を使用したブランドである「ADLER」を立ち上げ、また、平成21年には米国のワークウェアブランドである「Dickies」の日本における使用に関するライセンス契約を締結するなど、多くの新商品及びブランドを手掛けてきました。また、対象者は、平成8年10月にはベトナム社会主義共和国に製造会社としてHOP THINH CO., LTD. を、そして、平成13年3月には中華人民共和国に在外販売会社として可可思香港有限公司を設立し、さらに、上記ライセンス契約を締結するなどして、海外と連携した施策により更なる業容の拡大を実現してきましたが、リーマン・ショック後の平成24年3月期以降の、対象者の連結売上高及び連結営業利益はほぼ横ばいで推移しております。

近時のわが国の経済は、政府や日銀による経済・金融政策を背景に、円高の是正や株価の上昇が進み、輸出関連企業を中心に収益の持ち直しの動きが継続するなど、景気は緩やかに回復しつつある一方で、個人所得の改善の遅れと物価上昇の懸念、中国経済及び米国経済の減速懸念等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。対象者が属する業界においては、リーマン・ショックに伴う経済環境の悪化の影響を受けつつも、長期的な低金利政策による円高ドル安に伴う輸入コストの低減等により、各社の業績は一進一退の状態推移してきました。しかし、足元の円安により外貨建決済の輸入製品コストが高騰しており、激しい販売競争下においてはすぐには販売価格に転嫁できず、対象者が属する業界においては、利益面で厳しい状況が続いており、対象者も同様の影響を受けています。

対象者は、かかる事業環境下、以下のように課題に取り組んでいます。

(1) 営業面

- ・生地附属の高騰や円安により付加価値が低下した既存商品に代わる新たな新商品の開発に取り組み、消費者ニーズに対応できる商品ラインナップの充実を図る。
- ・専任チームによる在庫状況の監視を行うことにより欠品を防ぎ、業績の拡大を目指す。

(2) 生産面

- ・営業部門の販売戦略を踏まえた新商品の開発を促進する。
- ・既存の全ての製品について素材の調達ルート及び縫製工場の見直しを行い、生産効率を最大限に高める発注体制を構築して、製品供給力の強化に努める。

(3) 物流面

- ・配送運賃が燃料の高騰と運送業界の環境変化により値上がりする中で、各物流拠点のITを含む見直しを行い、その圧縮に努める。
- ・生産・営業・物流の連携体制を強化し、リードタイム短縮、物流経費削減などの課題へ積極的に取り組む。
- ・取引先とのオンライン化を継続して推進し、自動化によるローコストオペレーションを推進する。

上記のとおり、対象者は様々な施策に取り組んでいる中、公開買付者としても、安定的な収益体質の基盤作りと収益力の改善による強靱な財務体質の構築を実現する必要があると考えており、そのためには、対象者の「共存共栄 創造と革新」の社是のもと、これまで以上に従来のビジネスの枠組みに捉われることなく対象者の経営資源を再配分し、競争力を持った企業に変革することが必要不可欠であると考えております。

もともと、こうした変革に向けた施策を実施するに際し、投資費用や特別損失等の一時的な費用等が発生し、短期的なキャッシュ・フローの悪化や利益水準の低下等、対象者の経営に重大な影響を与える可能性があります。

また、対象者普通株式の上場を維持するための人材の確保及びコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用、会計士や弁護士等の専門家への報酬、法に定める有価証券報告書等や金融商品取引所の上場規則等に定める適時開示書類等の情報開示に係る費用等）も対象者の経営上の負担になる可能性があります。

このような状況を踏まえ、公開買付者は、上記変革に伴う対象者の株主の皆様のリスク負担を回避しつつ、対象者を中長期的な視点に立って抜本的な事業改革を積極的かつ機動的に遂行し、成長を続けられる企業体質を有する企業へと変貌させるためには、対象者普通株式を非公開化することが最善の手段であるとの結論に至りました。なお、信岡正郎氏は、マネジメント・バイアウト（MBO）により所有と経営を一定の範囲で一致させるこ

とにより、意思決定の迅速化と施策の実行力強化を実現し、上記各施策を迅速かつ果敢に実行することができると考えております。

以上のような経緯を経て、信岡正郎氏は平成26年8月上旬頃から本取引に関する構想を持ち始め、平成26年9月4日に、対象者取締役に対して、対象者のマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性を検討したい旨の説明を行うとともに本取引に関する提案書を提出いたしました。また、平成26年10月2日に本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立し、平成26年10月28日に対象者に対してマネジメント・バイアウト（MBO）に関する最終提案書を提出いたしました。

そして、公開買付者及びその代表取締役である信岡正郎氏は、対象者との間で本取引の諸条件について協議・交渉を重ねた上で、本取引に伴うメリット・デメリット及び対象者普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、公開買付者は、平成26年11月5日に、本取引の一環として本公開買付けを行うことを決定いたしました。

## ② 本公開買付け実施後の経営方針等

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、対象者の代表取締役会長である信岡正郎氏は、本取引後も、継続して対象者の経営にあたることを予定しており、前記「① 本公開買付けの背景等」に記載した変革を推進する予定です。

上記の点を除いて、公開買付者と対象者のその他の取締役及び監査役との間には、本公開買付け後の役員就任について特段の合意はなく、また、本公開買付け後の役員及び経営陣の体制については本書提出日現在においては決定しておりません。

なお、信岡映子氏及び信岡達夫氏は本公開買付け成立後、新設する会社を通して、公開買付者に出資することを予定しており、また、信岡正郎氏、信岡光郎氏、青景氏及び林氏は本公開買付け成立後、公開買付者に融資することを予定しています。

## (3) 本公開買付けに関する重要な合意

### ① 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る合意

前記「(1) 本公開買付けの概要」において記載したとおり、本公開買付けに際して、公開買付者は、信岡正郎氏、信岡映子氏、信岡達夫氏、信岡光郎氏、青景氏及び林氏との間において、それぞれの所有する対象者普通株式の全て（所有普通株式合計数1,578,100株、所有割合28.22%）について、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、また、かかる応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除しない旨の合意をしております。

また、公開買付者は、ノーブルからノーブル継続所有株式（1,147,921株）について、前提条件なく、本公開買付けに応募しない旨の同意を得ております。

### ② 公開買付者とノーブル株主の間におけるノーブル株式の譲渡に関する合意

#### (ア) 本ノーブル株式譲渡契約の概要

公開買付者は、平成26年11月5日付けで、ノーブル株主との間で、本公開買付けが成立することを条件として、本決済日に、ノーブル株主が所有するノーブル株式を公開買付者が譲り受ける旨の本ノーブル株式譲渡契約を締結しております。なお、本ノーブル株式譲渡契約に基づくノーブル株主のノーブル株式の譲渡の実行義務は、本公開買付けが成立すること以外に、(i)本ノーブル株式譲渡契約において公開買付者がノーブル株主に対して表明及び保証する事項（注1）が重要な点において真実かつ正確であること、(ii)公開買付者が本ノーブル株式譲渡契約上の義務（注2）を重要な点において履行又は遵守していること、を前提条件としております。

（注1） 公開買付者は、本ノーブル株式譲渡契約において、本ノーブル株式譲渡契約締結日及びノーブル株式の譲渡の実行日において、公開買付者の適法な設立及び有効な存続並びに現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していることを表明及び保証しております。

（注2） 公開買付者は、本ノーブル株式譲渡契約において、ノーブル株式の譲渡を実行する義務、秘密保持義務及び上記（注1）に記載の公開買付者の表明及び保証又は義務違反があった場合に起因又は関連してノーブル株主が被った損害、損失、債務、責任又は費用を補償する義務等を負っております。

#### (イ) 本ノーブル株式譲渡契約におけるノーブル株式譲渡価格等

公開買付者とノーブル株主は、ノーブル株式譲渡価格については、本公開買付価格を基準に算定された価格とすることを確認の上、本ノーブル株式譲渡契約を締結しております。上記の考え方にに基づき、公開買付者及びノーブル株主は、ノーブル株式譲渡価格について、ノーブル継続所有株式1,147,921株に本公開買付価格を乗じて得た額（901,117,985円）に、平成26年8月31日現在のノーブルの貸借対照表に記載された資産（ノーブル継続所有株式を除く。）の時価を加え、同負債の時価を控除した額とすることで合意しており、ノーブル

がノーブル継続所有株式を本公開買付けに応募した場合の対価と実質的に異なる価格になるよう設定しています。また、公開買付者とノーブル株主は、本公開買付けとの関係で、ノーブル及びノーブル株主が他の対象者の株主の皆様と比べて有利な取扱いを受けることがないよう、本ノーブル株式譲渡契約において、以下の事項に合意しています。

(i)ノーブル株主による表明及び保証(注1)違反があった場合、又は(ii)ノーブル株主が本ノーブル株式譲渡契約に定める義務(注2)に違反した場合、ノーブル株主は、公開買付者に対して、かかる事由に起因又は関連して公開買付者が被った損害、損失、債務、責任又は費用を補償すること。

(注1) ノーブル株主は、本ノーブル株式譲渡契約締結日及びノーブル株式の譲渡の実行日において、ノーブル株主やノーブルに関する一般的な事項の他、①ノーブル株式に関して担保が設定されていないこと、②ノーブル株式以外に新株予約権等の潜在株式が存在しないこと、③ノーブル株式の帰属について、ノーブル株主と第三者との間で訴訟その他の紛争が生じていないことに関して表明及び保証をしております。

(注2) ノーブル株主は、本ノーブル株式譲渡契約において、ノーブル株式の譲渡の実行の義務、秘密保持義務及び上記(注1)に記載のノーブル株主の表明及び保証又は義務違反があった場合に起因又は関連して公開買付者が被った損害、損失、債務、責任又は費用を補償する義務等を負っております。

③ 公開買付者とノーブルとの間の議決権共同行使に関する合意

公開買付者は、ノーブルより、本公開買付けが成立した場合に、本臨時株主総会(後記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。)及び本種類株主総会(後記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。)において、本全部取得手続(後記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。)に関連する議案に賛成する旨の同意を得ております。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、主として以下の措置を実施しました。

- ① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ③ 対象者における第三者委員会の設置
- ④ 対象者における独立した法律事務所からの助言
- ⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見
- ⑥ 買付予定数の下限の設定
- ⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 (2) 買付け等の価格 算定の基礎」及び「同 算定の経緯」をご参照ください。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、前記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立し、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及びノーブル継続所有株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下に述べる方法により、対象者の発行済普通株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及びノーブル継続所有株式を除きます。)を取得するための手続(以下「本全部取得手続」といいます。)を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①対象者が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)の規定する種類株式発行会社となるために対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された対象者普通株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類株式の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、対象者に対して要請する予定です。

また、本臨時株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記②の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を要請する予定です。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様（但し、対象者を除きます。）には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の別個の種類株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別個の種類株式の売却の結果、当該株主の皆様に交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者の別個の種類株式の内容及び数は本書提出日現在未定ですが、かかる株式の数については、対象者の株主が公開買付者及びノーブルのみとなるよう、公開買付者及びノーブル以外の対象者の株主の皆様に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

なお、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる対象者の別個の種類株式の上場申請は行われたい予定です。

公開買付者は、原則として平成27年2月頃を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、対象者に要請することを予定しており、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定とのことです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記会社法第172条等に基づく株式取得価格の決定の申立てとは別に、上記②の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨の規定がございますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の対象者普通株式の所有状況、公開買付者以外の対象者の株主の皆様の対象者普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法に変更し、また、上記方法又は当該他の方法の実施に時間を要する可能性があります。但し、他の方法に変更する場合であっても、対象者の株主が公開買付者及びノーブルのみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該株主の皆様が交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、公開買付者は、本全部取得手続の完了後に対象者及びノーブルと合併することを予定しておりますが、その具体的な日程等は未定です。

また、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではなく、また、そのように解釈されるべきものでもございません。

#### (6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本書提出日現在、JASDAQに上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主を公開買付者及びノーブルのみとするために本全部取得手続を行うことを予定しておりますので、本公開買付けの成立後に、前記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合には、対

象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年11月6日（木曜日）から平成26年12月18日（木曜日）まで（30営業日）
公告日	平成26年11月6日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

## (2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金785円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ( )	—
株券等預託証券 ( )	—
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村証券は公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>野村証券は、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村証券から平成26年11月4日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、公開買付者は、野村証券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：559円～667円 DCF法：570円～1,108円</p> <p>市場株価平均法では、平成26年10月31日を基準日として、JASDAQにおける対象者普通株式の基準日終値656円、直近1週間の終値単純平均値667円、直近1ヶ月間の終値単純平均値632円、直近3ヶ月間の終値単純平均値594円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値559円を基に、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を559円から667円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者から提供された事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を570円から1,108円までと分析しております。</p> <p>公開買付者は、野村証券から平成26年11月4日に取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に平成26年11月5日に、本公開買付価格を785円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格785円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年11月4日のJASDAQにおける対象者普通株式の終値678円に対して15.8%（小数点以下第二位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値（%）について同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値643円に対して22.1%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値597円に対して31.5%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値561円に対して39.9%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本書提出日の前営業日である平成26年11月5日の対象者普通株式のJASDAQにおける終値678円に対して15.8%のプレミアムを加えた価格となります。</p>

<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者の代表取締役かつ唯一の株主である信岡正郎氏は平成26年8月上旬頃から本取引に関する構想を持ち始め、平成26年9月4日に、対象者取締役に対して、対象者のマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性を検討したい旨の説明を行うとともに非公開化取引に関する提案書を提出いたしました。また、平成26年10月2日に本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立し、平成26年10月28日に対象者に対してマネジメント・バイアウト（MBO）に関する最終提案書を提出いたしました。</p> <p>そして、公開買付者及びその代表取締役である信岡正郎氏は、対象者との間で本取引の諸条件について協議・交渉を重ねた上で、本取引に伴うメリット・デメリット及び対象者普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、公開買付者は、平成26年11月5日に、本取引の一環として本公開買付けを行うことを決定いたしました。（当該決定に係る詳細については、前記「3 買付け等の目的 (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。）</p> <p>公開買付者は、野村証券から平成26年11月4日に取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に平成26年11月5日に、本公開買付価格を785円とすることを決定いたしました。</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p>公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、主として以下の措置を実施しました。</p> <p>なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。</p> <p>① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得</p> <p>(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである野村証券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村証券は公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>野村証券は、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村証券から平成26年11月4日に対象者の株式価値の算定結果に関する本株式価値算定書を取得いたしました。なお、公開買付者は、野村証券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>(ii) 当該意見の概要</p> <p>野村証券により上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：559円～667円</p> <p>DCF法：570円～1,108円</p>
--------------	--

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、野村証券から平成26年11月4日に取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に平成26年11月5日に、本公開買付価格を785円とすることを決定いたしました。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成26年11月4日付けで株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。AGSコンサルティングは、対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。なお、対象者は、AGSコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

AGSコンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の上、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びDCF法を用いて、対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。AGSコンサルティングが上記各手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。なお、対象者は、後記「第5 対象者の状況 6 その他 (2) 業績予想及び期末配当予想の修正について」のとおり、平成26年11月5日付けで「平成27年3月期第2四半期連結累計期間業績予想と実績値との差異、平成27年3月期通期連結業績予想の修正及び平成27年3月期期末配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しているところ、当該業績予想の修正について、下記のとおり、DCF法による算定においては予め考慮されているものの、市場株価法による算定においては考慮されていないことに鑑み、DCF法を主たる算定方式として株式価値及び本公開買付価格の検討を行っているとのことです。

市場株価法：561円～643円

DCF法：658円～857円

市場株価法では、平成26年11月4日を基準日として、JASDAQにおける対象者普通株式の直近1ヶ月間の終値単純平均値643円、直近3ヶ月間の終値単純平均値597円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値561円を基に、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を561円から643円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した平成27年3月期から平成29年3月期までの3期の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が平成27年3月期以降、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を658円から857円までと算定しているとのことです。割引率は、7.71%から9.71%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%として算定しているとのことです。

AGSコンサルティングがDCF法の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりであるとのことです。なお、以下の財務予測においては大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、株式価値の算定の基礎とされた財務予測には加味していないとのことです。なお、対象者は、上記のとおり、平成26年11月5日付けで「平成27年3月期第2四半期連結累計期間業績予想と実績値との差異、平成27年3月期通期連結業績予想の修正及び平成27年3月期期末配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、DCF法では、当該業績予想の修正に係る為替差益（平成27年3月期第2四半期までの計上額）について予め考慮した上で算定が行われているとのことです。

(単位：百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	14,300	14,400	14,400
営業利益	600	620	630
E B I T D A	810	743	741
フリー・キャッシュ・フロー	△90	430	466

AGSコンサルティングは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

### ③ 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成26年9月20日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、公開買付者及び対象者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、公開買付者及び対象者から独立性を有する石原広一氏（委員長、対象者社外監査役）、加藤裕司氏（公認会計士・税理士、加藤公認会計士事務所所属）及び野本健太郎氏（弁護士、隼あすか法律事務所所属）の3氏を選定しているとのことです。なお、対象者は、当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。）を設置し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかの検討を含む。）、(b)本取引の条件の妥当性（本公開買付価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価の適正性及び本取引に係る検討過程・交渉経緯を含む。）、(c)本取引の手続の透明性・公正性（対象者株主利益への配慮を含む。）及び(d)本取引が少数株主にとって不利益なものでないか（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について第三者委員会に対し諮問することを決議したとのことです。

第三者委員会は、平成26年10月2日より同年11月4日まで合計6回開催され、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。

具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、対象者より提出された各資料に基づき、公開買付者の提案内容、本取引の目的、本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等についての説明を受けるとともに、公開買付者からも同様の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。また、第三者委員会は、対象者から、対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。さらに、第三者委員会は、AGSコンサルティングから、同社が対象者に対して提出した対象者株式価値算定書に基づき、対象者普通株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。

第三者委員会は、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、平成26年11月4日に、(a)対象者を取り巻く事業環境及び対象者の業績を踏まえると、持続的に対象者の企業価値を向上させていくためには、これまで上場企業として社内体制の維持のために必要であった人的資源を事業部門に再配置するとともに、上場維持等のコストの負担軽減を図ること等の施策を通じ、対象者の経営資源を事業部門に再配分し、「ものづくり」により一層注力することにより、安定的な収益体質の基盤作りと収益力の改善による強靱な財務体質の構築を実現することは、対象者の中長期的な企業価値向上に資すると考えられることから、本取引の目的は合理的なものであり、(b)(i)本公開買付価格は、独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングによる対象者普通株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジの中央値を上回るものであること、近時の同種事案との比較において相応のプレミアムが加算された価格であること、対象者は、信岡正郎氏から本公開買付けにおける買付け等の価格について、1株当たり734円としたい旨の初期的な提案を受け、これに対し、対象者は、AGSコンサルティングによる対象者普通株式の1株当たりの株式価値の試算結果並びに第三者委員会での協議内容及び意見を踏まえ、852円に引き上げるよう要請し、その結果、平成26年10月28日、公開買付者より、本公開買付けにおける買付け等の価格を1株当たり785円としたい旨の最終提案を得ており、対象者と公開買付者との間で真摯な交渉が行われ、当初の提案価格から51円の増額を引き出した経緯があることを踏まえると、妥当な価格であると考えられること、(ii)二段階買収の際に交付される金銭の額は本公開買付価格に対象者普通株式を有する株主の皆様が所有していた普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの買付期間が比較的長期間に設定され、買付株式数の下限もいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方に基づいていること、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本公開買付価格を含む本取引の条件は妥当かつ公正であり、(c)本公開買付けに対する意見表明の内容を決議する対象者取締役会において、会社法が定める取締役会の定足数を確保する観点から行われる二段階目の決議を除き、本取引に係る意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する、又はそのおそれのある取締役が参加しておらず、独立したファイナンシャル・アドバイザー及び法務アドバイザーが選任され、また、独立した第三者算定機関からの株式価値算定書も取得していること等を踏まえれば、本取引の手続は透明・公正なものであり、したがって、(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと認められ、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当である旨を内容とする答申書（以下「本答申書」といいます。）を対象者取締役会に対して提出しているとのことです。

④ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けているとのことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、シティニューワ法律事務所から得た法的助言及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングから最終的に取得した対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、対象者取締役会は、本取引について、対象者を取り巻く厳しい事業環境と今後の見通しに係る事実認識を前提とすれば、持続的に対象者の企業価値を向上させていくためには安定的な収益体質の基盤作りと収益力の改善による強靱な財務体質の構築を実現する必要があり、本取引は対象者の中長期的な企業価値向上に資するとともに、本公開買付価格が、(i)AGSコンサルティングによる対象者普通株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジの中央値を上回るものであること、(ii)近時の同種事案との比較において相応のプレミアムが加算されていること、(iii)利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iv)上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

そこで、平成26年11月5日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記取締役会においては、対象者代表取締役会長である信岡正郎氏は公開買付者の代表取締役を兼務していることから、本取引において特別の利害関係を有しており、また、対象者取締役である青景氏は本公開買付け成立後、公開買付者に融資することを予定していることから、対象者取締役である信岡達夫氏は本公開買付け成立後、新設する会社を通して、公開買付者に出資することを予定していることから、それぞれ本取引において特別の利害関係を有するとみなされるおそれがあることを踏まえ、まず、(i)信岡正郎氏、青景氏及び信岡達夫氏を除く2名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い(なお、信岡正郎氏、青景氏及び信岡達夫氏は、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。)、さらに、仮に、青景氏及び信岡達夫氏が会社法第369条第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈され、その結果、上記(i)の決議が同条第1項に定める取締役会の定足数を満たさないものとされる可能性を考慮し、取締役会の定足数を確保する観点から、(ii)青景氏及び信岡達夫氏を含む4名の取締役において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の手続を経ているとのことです。

また、上記取締役会に出席した監査役(監査役3名中、出席監査役2名(うち社外監査役2名))の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役である信岡映子氏は、本公開買付け成立後、新設する会社を通して、公開買付者に出資することを予定していることから、本取引において特別の利害関係を有するとみなされるおそれがあることを踏まえ、対象者の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議には一切参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

#### ⑥ 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、3,011,392株(所有割合53.85%)を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、公開買付者は、対象者の発行済普通株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及びノーブル継続所有株式を除きます。)を取得すること及び本公開買付けの成立を条件としてノーブル株主からノーブル株式の全てを譲り受けることにより、対象者普通株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

買付予定数の下限である3,011,392株は、対象者平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の発行済普通株式総数(5,615,622株)から、(i)上記対象者平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(23,018株)、(ii)ノーブル継続所有株式(1,147,921株)及び(iii)本応募予定株主が所有する対象者普通株式数の合計(1,578,100株)を除いた株式数

(2,866,583株)の過半数に相当する数(1,433,292株、所有割合25.63%)に、(iv)本応募予定株主が所有する対象者普通株式数の合計(1,578,100株)を加算した株式数

(3,011,392株、所有割合53.85%)に相当する株式数としております。

	<p>このように、公開買付者は、公開買付者の利害関係者及びその他の本応募予定株主以外の対象者の株主の皆様から少なくとも過半数の賛同が得られない場合には本公開買付けを含む本取引を行わないこととし、対象者の株主の皆様の意思を重視した買付予定数の下限の設定を行っております。</p> <p>⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置</p> <p>公開買付者は、本公開買付けの買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について、他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、公開買付者と対象者との間で、対象者普通株式について、他の買付者による買付けの出現及び遂行を阻害するような合意は存在していません。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,444,683 (株)	3,011,392 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,011,392株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式及びノーブル継続所有株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者普通株式の最大数である4,444,683株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数(5,615,622株)から、上記対象者平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者の所有する普通株式に係る自己株式数(23,018株)及びノーブル継続所有株式(1,147,921株)を控除した株式数となります。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	44,446
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年11月6日現在）（個）（d）	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年11月6日現在）（個）（g）	17,093
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（i）	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成26年6月30日現在）（個）（j）	55,919
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合（a/j）（%）	79.47
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)（%）	100.00

（注1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（4,444,683株）に係る議決権の数を記載しております。

（注2） 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年11月6日現在）（個）（g）」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等のうち、信岡正郎氏（163,220株）、信岡映子氏（232,250株）及び林氏（166,050株）が所有する対象者普通株式（合計561,520株）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、信岡正郎氏、信岡映子氏及び林氏が所有する対象者普通株式に係る議決権の数の合計（5,614個）を分子に加算していません。

（注3） 「対象者の総株主等の議決権の数（平成26年6月30日現在）（個）（j）」は、対象者が平成26年8月11日に提出した第68期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成26年11月5日に公表した対象者平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数（5,615,622株）から、同決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者の所有する普通株式に係る自己株式数（23,018株）を控除した5,592,604株に係る議決権の数（55,926個）を分母として計算しております。

（注4） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

#### ① 公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

野村ホームトレードを經由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト

(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

- ③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

- ④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を經由した応募の受付は行われません。

- ⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

- ⑥ 居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

- ⑦ 応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

#### (注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村証券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

#### おもな本人確認書類

個人

<発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）

福祉手帳（各種） 旅券（パスポート）国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの）

在留カード 特別永住者証明書

※本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

※本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

①本人確認書類そのものの有効期限 ②申込書に記載された住所・氏名・生年月日

※郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

- 法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等  
※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地  
法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。
- 外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト (<https://nc.nomura.co.jp/>)、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト (<https://nc.nomura.co.jp/>) 上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
(その他の野村証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が前記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金 (円) (a)	3,489,076,155
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	70,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	3,563,076,155

(注1) 「買付代金 (円) (a)」欄には、買付予定数 (4,444,683株) に本公開買付価格 (785円) を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、本公開買付け終了後までその額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### ① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額 (千円)
—	—
計(a)	—

#### ② 【届出日前の借入金】

##### イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

##### ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

#### ③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

##### イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
貸金業	野村キャピタル・インベストメント株式会社（東京都千代田区大手町二丁目2番2号）	買付け等に要する資金に充当するための借入（注） 弁済期：平成27年6月25日（期限一括弁済） 利率：固定金利 担保：対象者株式等	6,600,000
計(c)			6,600,000

(注) 公開買付者は、平成26年11月4日、上記金額の融資の裏付けとして、野村キャピタル・インベストメント株式会社から、6,600,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。なお、当該融資契約において、貸付実行の前提条件として本書の添付書類である融資証明書記載のとおりのもので定められる予定です。

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

6,600,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成26年12月26日（金曜日）

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト (<https://nc.nomura.co.jp/>) にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

## 1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,011,392株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,011,392株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### (3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

### (4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

### (5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条の規定により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

### (6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

### (7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付け届出書又は関連する買付け書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付け代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付け応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

##### ①【会社の沿革】

年月	事項
平成26年10月	商号を株式会社N&Cカンパニーとし、本店所在地を広島県福山市新市町大字戸手257番地1、資本金を50万円とする株式会社を設立

##### ②【会社の目的及び事業の内容】

###### 1) 会社の目的

1. 株式・社債等の有価証券への投資、保有及び運用
2. 不動産の管理、賃貸、保有及び運用
3. 前各号に付帯関連する一切の業務

###### 2) 事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び保有すること等を主たる事業の内容としております。

##### ③【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成26年11月6日現在

資本金の額	発行済株式の総数
500,000円	1株

(注) なお、信岡映子氏及び信岡達夫氏は本公開買付け成立後、新設する会社を通して、公開買付者に出資することを予定しており、公開買付者の資本金は増加する予定です。

##### ④【大株主】

平成26年11月6日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合 (%)
信岡 正郎	広島県福山市	1	100.00
計	—	1	100.00

##### ⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

平成26年11月6日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役	—	信岡 正郎	昭和9年6月27日生	昭和32年4月 対象者入社 昭和35年4月 同社専務取締役 昭和48年12月 同社代表取締役社長 平成22年4月 同社代表取締役会長 (現任) 平成26年10月 公開買付者代表取締役 (現任)	1
計					1

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成26年10月2日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておられません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年11月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	17,093 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	17,093	—	—
所有株券等の合計数	17,093	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年11月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

##### (3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成26年11月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	17,093 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	17,093	—	—
所有株券等の合計数	17,093	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

## (4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

## ① 【特別関係者】

(平成26年11月6日現在)

氏名又は名称	株式会社ノーブル
住所又は所在地	広島県福山市新市町大字戸手257番地の1
職業又は事業の内容	1. 有価証券の売買及び保有、2. 生命保険の募集業務、3. 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、4. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介、5. 上記各号に附帯する一切の業務
連絡先	連絡先 株式会社コーコス信岡 青景 研治 連絡場所 広島県福山市新市町大字戸手68番地 電話番号 (0847)-40-3391
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して対象者株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	信岡 正郎
住所又は所在地	広島県福山市新市町大字戸手257番地1（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	株式会社コーコス信岡の代表取締役会長 株式会社N&Cカンパニーの代表取締役
連絡先	連絡先 株式会社コーコス信岡 青景 研治 連絡場所 広島県福山市新市町大字戸手68番地 電話番号 (0847)-40-3391
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人

氏名又は名称	信岡 映子
住所又は所在地	広島県福山市新市町大字戸手68番地（対象者所在地）
職業又は事業の内容	株式会社コーコス信岡の常勤監査役
連絡先	連絡先 株式会社コーコス信岡 青景 研治 連絡場所 広島県福山市新市町大字戸手68番地 電話番号 (0847)-40-3391
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族（子）

氏名又は名称	林 智子
住所又は所在地	広島県福山市新市町大字戸手257番地1（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	臨時教員
連絡先	連絡先 株式会社コーコス信岡 青景 研治 連絡場所 広島県福山市新市町大字戸手68番地 電話番号 (0847)-40-3391
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族（子）

## ②【所有株券等の数】

株式会社ノーブル

(平成26年11月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	11,479 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	11,479	—	—
所有株券等の合計数	11,479	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

信岡 正郎

(平成26年11月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,632 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	1,632	—	—
所有株券等の合計数	1,632	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

信岡 映子

(平成26年11月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,322 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	2,322	—	—
所有株券等の合計数	2,322	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,660 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	1,660	—	—
所有株券等の合計数	1,660	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

## 2 【株券等の取引状況】

### (1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

## 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

### (1) 公開買付者と特別関係者との間における本公開買付けへの応募等に係る合意

本公開買付けに際して、公開買付者は、(i)公開買付者の代表取締役かつ唯一の株主であり、また、対象者の代表取締役会長であり、公開買付者に融資をしており、本公開買付け成立後にも公開買付者に融資することを予定している信岡正郎氏から、その所有する対象者普通株式の全て(所有普通株式数163,220株、所有割合2.92%)について、(ii)信岡正郎氏の親族かつ対象者の監査役であり、本公開買付け成立後、新設する会社を通して、公開買付者に出資することを予定している信岡映子氏から、その所有する対象者普通株式の全て(所有普通株式数232,250株、所有割合4.15%)について、また、(iii)信岡正郎氏の親族であり、本公開買付け成立後、公開買付者に融資することを予定している林氏から、その所有する対象者普通株式の全て(所有普通株式数166,050株、所有割合2.97%)について、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、また、かかる応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除しない旨の合意をしております。

なお、本公開買付けに際して、公開買付者は、上記の特別関係者以外に、(i)信岡正郎氏の親族かつ対象者の取締役であり、本公開買付け成立後、新設する会社を通して、公開買付者に出資することを予定している信岡達夫氏から、その所有する対象者普通株式の全て(所有普通株式数70,000株、所有割合1.25%)について、(ii)信岡正郎氏の親族であり、本公開買付け成立後、公開買付者に融資することを予定している信岡光郎氏から、その所有する対象者普通株式の全て(所有普通株式数305,540株、所有割合5.46%)について、また、(iii)信岡正郎氏の親族かつ対象者の常務取締役であり、本公開買付け成立後、公開買付者に融資することを予定している青景氏から、その所有する対象者普通株式の全て(所有普通株式数641,040株、所有割合11.46%)について、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、また、かかる応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除しない旨の合意をしております。

また、公開買付者は、ノーブルからノーブル継続所有株式(1,147,921株)について、前提条件なく、本公開買付けに応募しない旨の同意を得ております。

### (2) 公開買付者とノーブルとの間の議決権共同行使に関する合意

公開買付者は、ノーブルより、本公開買付けが成立した場合に、本臨時株主総会及び本種類株主総会において本全部取得手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ております。

## 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者の間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年11月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び前記「第1公開買付要項 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 (2) 買付け等の価格 算定の経緯」をご参照ください。

#### (2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けに際して、公開買付者は、(i) 公開買付者の代表取締役かつ唯一の株主であり、また、対象者の代表取締役会長であり、公開買付者に融資をしており、本公開買付け成立後にも公開買付者に融資することを予定している信岡正郎氏から、その所有する対象者普通株式の全て（所有普通株式数163,220株、所有割合2.92%）について、(ii) 信岡正郎氏の親族かつ対象者の監査役であり、本公開買付け成立後、新設する会社を通して、公開買付者に出資することを予定している信岡映子氏から、その所有する対象者普通株式の全て（所有普通株式数232,250株、所有割合4.15%）について、(iii) 信岡正郎氏の親族かつ対象者の取締役であり、本公開買付け成立後、新設する会社を通して、公開買付者に出資することを予定している信岡達夫氏から、その所有する対象者普通株式の全て（所有普通株式数70,000株、所有割合1.25%）について、また、(iv) 信岡正郎氏の親族かつ対象者の常務取締役であり、本公開買付け成立後、公開買付者に融資することを予定している青景氏から、その所有する対象者普通株式の全て（所有普通株式数641,040株、所有割合11.46%）について、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、また、かかる応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除しない旨の合意をしております。

#### (3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

前記「第1 公開買付要項 3 買付け等の目的 (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

#### (4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

前記「第1 公開買付要項 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 (2) 買付け等の価格 算定の経緯」をご参照ください。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

### 2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 JASDAQスタンダード市場						
	月別	平成26年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高株価	508	539	562	598	594	709	688
最低株価	491	501	536	543	565	567	661

(注) 平成26年11月については、11月5日までのものです。

### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合 （%）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第66期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月25日 中国財務局長に提出

事業年度 第67期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月24日 中国財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第68期第1四半期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月11日 中国財務局長に提出

なお、対象者は、公開買付期間中の平成26年11月11日に、第68期第2四半期報告書 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) を提出する予定であるとのことです。

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社コーコス信岡

(広島県福山市新市町大字戸手68番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

## 6【その他】

### (1) 「平成27年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表

対象者は、平成26年11月5日に「平成27年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく当該期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

#### ① 損益の状況

会計期間	平成27年3月期（第68期） 第2四半期連結累計期間
売上高	7,193百万円
売上原価	5,515百万円
販売費及び一般管理費	1,348百万円
営業外収益	159百万円
営業外費用	13百万円
四半期純利益	302百万円

#### ② 1株当たりの状況

会計期間	平成27年3月期（第68期） 第2四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	54.01円
1株当たり配当額	—
1株当たり純資産額	1,979.97円

### (2) 業績予想及び期末配当予想の修正について

対象者は、平成26年11月5日に「平成27年3月期第2四半期連結累計期間業績予想と実績値との差異、平成27年3月期通期連結業績予想の修正及び平成27年3月期期末配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しており、その概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

① 平成27年3月期第2四半期連結累計期間業績予想と実績値との差異（平成26年4月1日～平成26年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	7,000	250	260	160	28.61
第2四半期実績値（B）	7,193	328	474	302	54.01
増減額（B－A）	193	78	214	142	
増減率（％）	2.8	31.4	82.5	88.8	
（ご参考）前期第2四半期実績 （平成26年3月期第2四半期）	6,820	257	362	215	38.47

② 平成27年3月期通期連結業績予想の修正（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	14,300	600	620	380	67.95
今回修正予想（B）	14,300	600	755	450	80.46
増減額（B－A）	0	0	135	70	
増減率（％）	0.00	0.00	21.8	18.4	
（ご参考）前期実績 （平成26年3月期）	14,146	570	845	489	87.52

③ 配当予想の修正

対象者は、平成26年11月5日開催の対象者取締役会において、平成27年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成27年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。

## 【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

### 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高 (千円)	12,374,662	12,602,142	14,547,579	13,907,446	14,146,066
経常利益 (千円)	302,897	388,324	597,082	896,593	845,704
当期純利益 (千円)	132,936	217,996	310,871	523,898	489,473
包括利益 (千円)	—	181,769	325,827	624,455	596,585
純資産額 (千円)	9,591,148	9,683,933	9,923,752	10,462,172	10,972,319
総資産額 (千円)	13,548,176	14,054,490	15,069,218	15,070,245	16,092,339
1株当たり純資産額 (円)	1,686.84	1,706.56	1,749.98	1,843.48	1,929.85
1株当たり当期純利益 (円)	23.77	38.98	55.59	93.68	87.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	69.6	67.9	64.9	68.4	67.1
自己資本利益率 (%)	1.42	2.30	3.22	5.21	4.64
株価収益率 (倍)	20.57	13.85	9.12	5.74	5.78
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,144,058	846,766	△1,076,545	296,105	1,381,284
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△68,060	△19,750	△35,359	△355,294	△97,827
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△269,101	△438,980	△94,491	732,464	△299,230
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,636,838	2,018,092	809,127	1,490,236	2,494,834
従業員数 (人)	442	397	466	449	457
[外、平均臨時雇用者数]	[42]	[42]	[42]	[40]	[39]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (2) 対象者の経営指標等

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
売上高 (千円)	11,522,735	12,146,334	13,921,127	13,349,736	13,577,954
経常利益 (千円)	307,349	379,810	569,264	861,423	814,299
当期純利益 (千円)	99,470	216,482	294,587	502,408	469,065
資本金 (千円)	1,695,949	1,695,949	1,695,949	1,695,949	1,695,949
発行済株式総数 (千株)	5,615	5,615	5,615	5,615	5,615
純資産額 (千円)	9,246,129	9,381,760	9,614,950	10,098,296	10,521,110
総資産額 (千円)	13,163,730	13,705,110	14,693,188	14,648,991	15,576,245
1株当たり純資産額 (円)	1,653.24	1,677.49	1,719.19	1,805.65	1,881.25
1株当たり配当額 (円)	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	17.79	38.71	52.67	89.83	83.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	70.2	68.5	65.4	68.9	67.5
自己資本利益率 (%)	1.08	2.32	3.10	5.10	4.55
株価収益率 (倍)	27.49	13.95	9.63	5.99	6.03
配当性向 (%)	84.3	38.7	28.5	16.7	17.9
従業員数 (人)	175	164	157	153	152
[外、平均臨時雇用者数]	[39]	[39]	[39]	[37]	[36]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。